



富士市公告第434号

次の業務について、見積合せを執行するに当たり、見積合せ参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年12月23日

富士市長 小長井 義正

1 見積合せに対する事項

(1) 業務の名称

富士市広告入り足拭きマット設置

(2) 設置場所

静岡県富士市永田町1丁目100番地 市庁舎の下記場所

市庁舎2階正面玄関、市庁舎1階北口（風除室）

(3) 業務概要等

市庁舎の入口等に広告入り足拭きマット（以下「広告マット」という）を設置する。

広告マット設置者は設置料を富士市に納入する。

詳細は富士市広告入り足拭きマット設置募集要項（以下、「広告マット募集要項」という。）による。

(4) 設置期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、引き続き掲載を希望する場合は、1年単位で、最大2年間延長が可能

(5) 予定価格

事後公表とする。

2 見積合せに参加する者に必要な資格

本見積合せに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たしていることについての確認を受けた者とする。

(1) 単独の者に限る。

(2) 富士市広告入り足拭きマット設置申込書（以下、「広告マット設置申込書」という。）の提出期限の日までに富士市における物品の買入れ等又は役務の調達に係る競争入札参加資格の認定を受けている者又は下記書類1～6の該当する書類すべての提出ができる者。

	提出書類	提出者	説明
1	誓約書（広告マット取扱要領様式第9号）	法人 個人	会社の代表者を記入し、押印
2	履歴事項全部証明書（写し可） ※証明書発行機関：各法務局	法人	発行日から3ヶ月以内のもの
3	代表者の身分証明書（写し可） ※証明書発行機関：本籍地の市区町村	個人	発行日から3ヶ月以内のもの
4	納税証明書（写し可） ※証明書発行機関：税務署	法人 個人	法人の場合「その3の3」、個人の場合「その3の2」、発行日から3ヶ月以内のもの
5	市税の完納証明書（写し可） ※証明書発行機関：富士市役所3階 収納課	法人 個人	発行日から3ヶ月以内のもの 富士市内に本社又は支店等がある場合のみ提出
6	委任状	法人	契約に関する権限を本店から支店（営業所）に委任する場合

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 広告マット設置申込書等の提出期限の日から見積合せの日までの期間に、富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領（平成6年1月11日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる者でないこと。

3 見積合せ説明書等の交付

(1) 交付期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月20日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（12月27日から1月4日、祝日、日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 交付書類

- ア 富士市広告入り足拭きマット設置見積合せ説明書（以下、「見積合せ説明書」という。）
- イ 入札心得
- ウ 広告マット募集要項
- エ 広告マット設置申込書
- オ 法人その他の団体又は個人事業主の概要
- カ 富士市広告入り足拭きマット設置見積書（以下、「見積書」という。）
- キ 誓約書
- ク 委任状
- ケ 富士市広告入り足拭きマット設置不適合確認質疑書
- コ 募集要項等質疑書

(3) 交付場所及び交付方法

富士市役所財政部資産経営課にて無償で交付し、又は富士市役所ウェブサイトに掲載する（無償でダウンロード可能）。

ウェブサイトのURLは次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1010130000/p007721.html>

4 広告マット設置適合・不適合の確認

本見積合せに参加を希望する者は、見積合せ説明書に従って広告マット設置申込書等を提出し、広告マット設置適合・不適合通知書により、見積合せ参加資格の確認を受けること。

なお、提出期限までに広告マット設置申込書等を提出しない者又は広告マット設置適合・不適合通知書により不適合の通知を受けたものは、本見積合せに参加することができない。

(1) 提出期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月20日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（12月27日から1月4日、祝日、日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 提出方法

見積合せ説明書による。

(3) 広告マット設置適合・不適合の確認結果の通知

令和8年1月23日（金）に広告マット設置適合・不適合通知書により通知する。

5 広告マット募集要項等に関する質疑及び回答

広告マット募集要項等に関する質疑がある場合には、見積合せ説明書に従い募集要項等質疑書を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年1月29日（木）から同年1月30日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

富士市役所財政部資産経営課へ持参又はファクスにより提出すること。

(3) 回答

令和8年2月3日（火）に書面により富士市役所財政部資産経営課から郵送又はファクスにて回答する。

6 見積合せ手続等

(1) 見積合せ日時

令和8年2月12日（木）午前9時00分

(2) 見積合せ方法

郵便又は持参による見積合せとする。詳細は見積合せ説明書及び入札心得による。

(3) 見積書の記載金額

見積合せは設置場所毎に行う。広告マット設置申込書で設置を希望した場所のみ、見積書に金額を記載すること。見積書に記載する金額は、消費税込みの金額とする。

8 落札者の決定方法

予定価格以上の価格で最高価格をもって有効な見積書を提出した見積者を落札者とする。

9 見積合せ保証金

見積合せ保証金は、免除する。

10 見積合せの無効

虚偽の申請をした者が提出した見積書及び見積合せ説明書等において示した条件等、見積合せに関する条件に違反した見積合せ並びにその他現行諸規程により見積合せ時点において見積合せ参加資格のない者とされている者の見積書は、無効とする。

11 支払の条件

(1) 落札者は設置料を市の発行する納入通知書で、市の指定する期日までに支払いをすること

(2) 設置料は、年度区分に分けて納入するものとし、年度每一括で納入する。

12 契約の締結

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結すること。

13 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

14 その他

(1) 広告マット設置申込書等の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された広告マット設置申込書等は、返却しない。

(3) 見積合せ参加者は、見積合せ説明書を遵守すること。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 見積合せ及び見積合せ参加申請書等の問い合わせ、郵送先
郵便番号417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市役所財政部資産経営課
電話番号 0545-55-2726 (直通)
ファクス 0545-51-1479